

遺産分割協議書

(本 籍) 千葉県千葉市中央区登戸一丁目 1 番 1 号
(住 所) 千葉県千葉市中央区富士見一丁目 1 番 1 号
(登記簿上の住所) 千葉県千葉市中央区富士見一丁目 1 番 1 号
(被 相 続 人) 千 葉 県 太
昭和 1 1 年 1 1 月 1 1 日 出生
令和 1 年 1 月 1 日 死亡

被相続人 千葉県太 の下記遺産について、同人の相続人が 千葉仲子
千葉一郎 ， 千葉二郎 ， および 東京礼子 の 4 人であることを確認のうえ
相続人全員にて遺産分割の協議を行った結果、下記のように相続することで
合意した。

※もし、東京礼子が死亡している時は、その承継人が参加して行う。以下記載例
なお、東京礼子は令和 2 年 2 月 2 日死亡し、その相続人が東京一郎及び東京太
郎の 2 名であることを確認のうえ、権利承継人として本協議に参加した。

記

1. 相続財産中、次の不動産は 千葉仲子及び千葉一郎が各 2 分の 1 の割合で
相続する。

不動産の表示

- ①所 在 中央区富士見一丁目
地 番 1 番 1
地 目 宅地
地 積 1 2 0 . 0 0 平方メートル
- ②所 在 中央区富士見一丁目
地 番 1 番 1 1
地 目 宅地
地 積 2 0 . 0 0 平方メートル
千葉県太持分 2 分の 1
- ③所 在 中央区富士見一丁目
家屋番号 1 番 1
種 類 居宅

構造 木造スレートぶき2階建
床面積 1階 40.00平方メートル
2階 30.00平方メートル

2. 以下の財産については、千葉次郎が相続する。

- ①千葉銀行 千葉本店
普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇） 1000万円
②京葉銀行 千葉本店
定期預金（口座番号〇〇〇〇〇〇） 1000万円

（以下、例3から例7まで必要に応じて用いる）

例3. 新たに被相続人の遺産が確認または発見された場合は改めて相続人間で協議し、分割を行うものとする。

例4. 本協議書に記載なき資産および後日判明した遺産については東京礼子がこれを取得する。

例5. 例3と4を併せてもOK。（新たに被相続人の遺産が確認または発見された遺産については東京礼子がこれを取得する。）

例6. 千葉銀行千葉本店からの借入金（相続開始日の残高1000万円）は千葉一郎が負担するものとする。

例7. 千葉仲子は第1項に記載の遺産を取得する代償として東京礼子に対し金1000万円を令和5年5月5日までにこれを支払うものとする。

上記の通り、遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、署名押印する。

令和 年 月 日

住所
氏名 東京礼子の相続人 東京一郎 ⑩
生年月日 年 月 日

住 所
氏 名 東京礼子の相続人 東京太郎 ⑩
生年月日 年 月 日

住 所
氏 名 千葉仲子 ⑩
生年月日 年 月 日

住 所
氏 名 千葉一郎 ⑩
生年月日 年 月 日

住 所
氏 名 千葉二郎 ⑩
生年月日 年 月 日